

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 西 村 ふみ代
玉山総合事務所総務課長 工 藤 貢

新型コロナウイルス感染症に対する町内会・自治会行事等の対応について (お知らせ)

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国において新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策の考え方が見直され、5月8日から、「主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本」とされたことから、町内会・自治会行事等の対応について、次の取扱いを参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

記

1 協力をお願いしたい町内会・自治会行事等の取扱い

区分	これまでの取扱い	今後の取扱い
不特定の方が集まる行事	基本的対処方針に基づき、 ・「 <u>三つの密</u> 」の回避 ・「 <u>人と人との距離の確保</u> 」 ・「 <u>手洗い等の手指衛生</u> 」 ・「 <u>換気</u> 」の励行を推奨。	基本的対処方針が廃止されたことに伴い、 主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねる ことを基本とします。
特定の方が集まる行事		

2 国による基本的な感染対策の考え方

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の判断に委ねることを基本としますが、「3 マスクの着用が効果的な場面」では着用が推奨されています。
手洗い等の手指衛生 換気	基本的な感染対策として、引き続き有効とされています。
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効とされています。

3 マスクの着用が効果的な場面

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 混雑した電車やバス(※)の乗車時

※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸切バス等)を除く。

4 その他

上記の取扱いが新たに変更された際には、今後も適宜、お知らせいたします。また、今後の感染状況等に応じ、国等から発出される情報も参考にさせていただきますようお願いいたします。

【厚生労働省】
新型コロナウイルス
感染症について



担当：市民部市民協働推進課 地域活動係
電話 019-626-7500 (直通)
玉山総合事務所総務課 地域政策係
電話 019-683-2116 (直通)